

災害時における被災建築物の相談窓口等の
支援に関する協定書

令和2年3月18日

鈴 鹿 市

一般社団法人 三重県建築士事務所協会鈴鹿支部

災害時における被災建築物の相談窓口等の支援に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建築士事務所協会鈴鹿支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災建築物の相談窓口等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う被災建築物の相談窓口等の支援要請に関し、その手続等について定め、災害時における被災建築物の応急対策業務を円滑に実施することを目的とする。

（支援要請及び受諾）

第2条 甲が市民に対する被災建築物に関する相談窓口を設置した場合、甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）被災建築物の応急復旧等に関すること
- （2）被災建築物の被災度区分判定の内容に関すること
- （3）前号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援として行うことを適当と認めたもの

（費用負担）

第3条 前条に規定する相談窓口等の支援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）前条第1号及び第2号に規定する相談窓口の支援については無償とする。
- （2）前条第3号に規定する支援については甲乙協議の上、決定するものとする。

（支援要請の手続）

第4条 甲が第2条に規定する相談窓口等の支援を必要とするときは、乙に対し、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲乙は本協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（連絡体制の整備）

第6条 甲乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの支援要請

に積極的に努めるものとする。

(情報の共有等)

第7条 甲乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和元年度末までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

乙 三重県鈴鹿市末広東14番3号
一般社団法人 三重県建築士事務所協会鈴鹿支部
支部長